

大阪高等裁判所常任委員選任規則

(昭和三三年一二月一八日第一四〇回裁判官会議)

改正 (昭和三七年 九月二六日 第一六一回)

(昭和三八年 五月一〇日 第一六四回)

第一条 大阪高等裁判所裁判官会議規則第十二条第四項および第七項の規定による常任委員互選の方法は、本規則の定める選挙による。

第二条 選挙に関する事務は、大阪高等裁判所長官（以下長官という。）が管理する。

第三条 選挙の期日および開票の期日が長官が定め、おそくとも選挙期日の五日前にあらかじめ各判事に通知しなければならない。

第四条 選挙は連記、無記名の投票による。

第五条 さしつかえにより、選挙の期日に投票をすることができない者は、長官または事務局長に投票を託することができる。

前項の投票を託するには、投票用紙に被選挙者の氏名を記載し厳封しなければならない。

第六条 被選挙者のうち、民事係および刑事係の各判事が同数かつ各係の判事中少なくとも一名づつは陪席裁判官（部の事務を総括する裁判官およびこれに準ずる裁判官（いわゆる長官部の代理裁判長）を除く裁判官）となるよう得票数の多い者から順次必要とする数だけの者を当選者とする。但し、得票数が同じであるときは年長者を当選者とし、年令も同じであるときはくじで定める。

2 選挙の結果必要とする数だけの当選者を得られないときは、改めて互選する。

3 委員に欠員を生じたときは前二項に準ずる。

附 則

この規則は昭和三十八年六月一日から施行する。